

泉武弘の市政だより

発行者：泉武弘 政策研究所・行財政改革クラブ・市議会議員 泉武弘

別府市上平田町13組 TEL 0977 - 67 - 0570 FAX 0977 - 67 - 0659 ホームページ <http://www.izumi-t.jp>
携帯090 - 3410 - 0084 E-mailアドレス genki@izumi-t.jp

お元気ですか泉武弘です。



市政だより私がお届けしています

行財政改革クラブ代表者・泉武弘政策研究所代表者

市議会議員 泉武弘

特集 場外車券販売中止に伴う 損害賠償請求

誰が払うの？

7億7,600万円

すでにご存知のように「競輪の場外車券販売中止」に伴う損害賠償請求が、昨年12月2日、溝江建設（福岡市）から福岡地裁に提訴されました。

賠償要求額は7億7,600万円となっています。

なぜ損害賠償請求が起きたのか、誰が支払うのか今号は特集しました。

これまでの経緯

これまでのいきさつを簡単にまとめました。

- 1) 平成7年、当時の井上信幸市長が競輪売り上げの減少に歯止めをかけるため、溝江建設株式会社(福岡市)が日田市で営業していた複合商業施設で場外車券販売をしてくれるように、溝江建設に依頼
- 2) 平成8年9月4日 別府市が場外車券売り場新設決定
9月10日溝江建設に決定通知
- 3) 平成9年7月31日 溝江建設が「サテライト日田」設置許可申請書を九州通商産業局へ提出
- 4) 平成12年6月7日 通商産業大臣から溝江建設に対し「サテライト日田」設置許可が下りる
- 5) 平成12年12月4日 溝江建設が「サテライト日田」起工式
- 6) 平成13年2月8日 臨時市議会で設置関連予算案を否決
井上市長はサテライト日田設置に向けて、今後も努力していくとコメント
- 7) 平成13年3月19日 日田市が国を相手に、溝江建設が通産省から得ていた、場外車券販売所設置許可の取り消しを求めて提訴
- 8) 平成15年1月28日 日田市が敗訴、即日控訴
- 9) 平成15年4月 浜田さんが市長に当選
- 10) 平成15年11月9日 浜田市長、大石市長の会談で場外車券販売中止を決定
- 11) 平成15年11月10日 溝江建設に車券販売中止を伝える
- 12) 平成15年11月10日 日田市が裁判の取り下げ
- 13) 平成17年12月2日 溝江建設が別府市を相手に7億7,600万円の損害請求を福岡地裁に提出

以上が別府市と日田市、株式会社溝江建設、九州通商産業局の関係です。

なぜ場外車券販売、 そして場外車券売り場とは

競輪の車券販売には

- 1) 別府競輪場で販売する
 - 2) 他の競輪場で販売してもらう
 - 3) 場外車券売場で販売する
 - 4) 電話投票で車券販売をする
- に分かれます。

平成7年ごろ別府競輪は車券販売が低調で、当時の井上市

大切なあなたの町のことなのです。



長は販売促進のため、日田で複合娯楽施設の経営をしていた溝江建設(福岡市)に別府競輪の車券販売を依頼しました。

このことが日田市における場外車券販売への取り組みのスタートになりました。

このことは、浜田市長が溝江建設を訪問し溝江会長と面談したとき確認しています。また、井上前市長も溝江建設に車券販売を要請したことを認めています。

私自身も溝江会長、井上前市長にこのことを確認していますので、紛れのない事実です。

溝江建設の立場と権利は

溝江建設は、前井上市長の要請によって場外車券販売へと踏み出すことになりました。

このことについて溝江会長は、「今まで経験したことがない車券販売を手がけることには抵抗がありました。しかし、井上さんの熱意と、別府市のために少しでもお役に立てればということで決断しました」と話していました。

別府市の要請によって

平成8年、場外車券を販売するため溝江建設は地元同意書をつけてこの事業がスタートしました。

平成8年9月4日、別府市は市場調査を経て正式に場外車券売り場を新設することを決定し、10日に溝江建設に通知しています。

この決定を受けて溝江建設は、平成9年7月31日九州通商産業局に場外車券売り場設置の申請をしました。

そして、平成12年6月7日 通商産業大臣から溝江建設に対して「場外車券売り場設置」の許可が下りています。

以上のことからお分かりのように、溝江建設は別府市の要請によって場外車券販売を決意し、場外車券販売所の設置許可も関係法令に沿って得ています。

ところが、この車券販売に対し日田市民が反対運動を起こし、日田市も許可の取り消しを求めて国を相手に訴訟を起こしましたが、平成13年1月28日に敗訴が決定しています。

敗訴を不服としてその日に日田市は抗告しました。

ところで、反対運動と溝江建設が関係法令に沿って得ていた設置許可とは、分けて考える必要があります。

反対運動の中で別府市は

平成13年2月の臨時市議会に日田での場外車券売り場設置に関連する予算が提案されました。しかし、この予算は否決されました。

予算否決後の平成13年9月議会で、今後の場外車券販売についての質疑で安部助役は、

『臨時市議会において関連予算を議会が否決したことは重く受け止めるが、サテライト日田の設置については、自転車競技法などの関係法令に基づいて適法に手続きが

おこなわれており、その過程において溝江建設に対し車券販売をすると通知するとともに、国に対しても車券販売をすることの確認書を提出しております。

したがって、関係者間の信頼関係を損なうことは別府市の利益に反するのではと考えています。

いま、日田市と国において場外車券売り場設置許可取り消し訴訟が係争中であり、これら裁判の動向など諸情勢を見極め適切に対応していきたいと考えています。』と答弁しています。

答弁からもお分かりのように、別府市は日田市において場外車券販売を推進することを明らかにしているのです。

その後、平成15年に浜田さんが市長に当選してから、日田の場外車券売り場問題は大きく動き出しました。

浜田市長は当選直後、「議会が関連予算を否決し、日田市民も反対している中で、進出を強行すべきでない」と話していました。どうも浜田さんはこの問題を簡単に考えていたのではないのでしょうか。

場外車券販売中止と 溝江建設に対する対応は

平成15年11月9日 浜田市長と大石日田市長は由布院で会談し、次のことで合意しています。

- 1) 別府市は日田での車券販売を中止する。
- 2) 日田市は国を相手の車券販売所設置の許可取り消し訴訟を取り下げる。

そして11月10日、浜田市長は溝江建設本社(福岡市)を突然訪ね、溝江会長に日田での場外車券販売の中止を伝えています。

『その後開かれた平成15年第4回定例会で、私は競輪の場外車券販売中止について次のように質問と指摘をしています。』

別府市が溝江建設との約束に基づいて、日田での場外車券販売にこぎつけない場合には、必ずや損害賠償請求が惹起されるだろうとの考えを述べてきましたが、今もってその考えに変わりはありません。

先日、市長との会談でも申し上げましたが、場外車券売り場問題は早期に解決すべきだが、損害賠償問題が横たわっている以上、慎重に進めて欲しい。

今回の問題では、溝江建設となんら協議がないまま、しかも別府市が一方向的に販売中止を決定してしまいました。

このことが、訴訟要因や、訴訟感情とならないように格段の努力をお願いする。

私が何らかのお手伝いが出来れば一市民として協力は惜しみません。

もし損害賠償が起きた場合に、市民は、なぜ、場外車券販売中止決定前に溝江建設が、すでに得ていた場外車券販売設置許可問題を解決しなかったのか、との批判が澎湃として起きてくることを申し上げておきます。

大変残念ですが、以上私が懸念し指摘していたとおり損害賠償訴訟はおきました。



損害賠償はなぜ起きたのか

すべて場外車券販売中止に対する市長の判断ミスからおきたのです。

市長は販売を中止した理由として

- 1) 議会が場外車券販売関連予算を否決したこと
- 2) 日田市民の反対があることをあげています。

市長にとって最も大切なことは、販売中止の判断をする前に、別府市からの要請で「場外車券販売の権利」を通産省から得ていた溝江建設に、「中止」の理解を得なければならなかったことなのです。

日田市長とだけ協議して販売中止を決定し、その後しかも韓国に行く途中に、溝江建設に予約も取らず突然訪問して販売中止を伝える有様だったのです。

中止を伝えに行ったときのことや、中止後の対応について、平成15年第4回定例会で市長や助役は次のように述べています。

市長答弁

『考えてみれば、前市長が競輪事業拡大の思いを持ってやってきたこと、だから溝江建設は「別府市のためになるのならやりましょう」ということで場外車券販売を決断して別府市の言うとおりに行動してきました。』

日田市が反対をして裁判になり、悪者扱いになった7～8年、そういう長い時間の苦勞もしみじみ話していただきました。

私はそのお話を聞きながら、法的に強行できる立場にありながら、別府市を思い、日田市を思い、じっと我慢していただいた溝江会長の言葉に感銘を受けましたし、心からお詫び申し上げたいです。

別府市の勝手に180度違う決断をしたのですから、当然この間ご心配をかけ、ご迷惑をかけ、そして実損もあるでしょう。

溝江さんはずっと別府市の言うとおりにやってこられたという部分がしっかり私も分かりましたので、今後も誠意を持って話し合っていきたいと思います。』

これが別府市の溝江建設に対する考えです。

損害の補償について別府市は

平成15年12月定例会での市長答弁

『溝江建設には長年ご心配をかけた。』

おそらく実損もあったでしょう。誠意を持って話し合っていきたい。』

平成16年3月の定例会議で大塚助役答弁

『損害額の資料を出していただくようになっているが、まだ提出されていない。』

一方、溝江建設は損害賠償提訴前「平成17年11月7日」の会見で、次のように述べています。

提訴の理由を溝江建設の右田会長は

『円満解決を目指して話し合いを進めてきたが、別府市

の対応がはっきりしないため、本意ではないが裁判を起こすことになった、こういう事態になり非常に残念。

市との交渉の中で別府市の方から、損害額を出してもらいたいといってきた。大塚助役が来社し「示談金は議会の承認があるのが、承認が得られる見込みがまったくないので、裁判による判決をいただきたい、判決が出れば別府市としても従わざるを得ない」と口頭で話があったので、その場で助役に直筆でその旨を書いてもらった。

ところが9月28日に届いた文書はトーンががらりと変わり「損害金を支払うことはできないといわざるを得ない」との内容だった。

これでは裁判をやらざるを得ないと記者会見で述べました。』

以上の事実経過から見えるのは、浜田市長の判断や対応のまずさから、今回の損害賠償請求問題がおきたということです。

市長の判断を検証

次にこの問題処理で市長がどのような判断の誤りをしたのか検証していきます。

- 1) 場外車券販売中止の決定まで、既得権者溝江建設との間になんらの話し合いがないまま、販売中止を決定しました。
- 2) 日田市が場外車券販売中止を求めており、溝江建設の車券販売権をどのようにするか、中止を求める日田市に解決をするように求めるべきでした。
- 3) 日田市と溝江建設の間で、車券販売権問題が解決した後、別府市は場外車券販売問題を処理すべきでした。
- 4) 別府市が自ら車券販売の中止を決定したため、損害賠償請求の相手が別府市だけとなりました。
- 5) 日田市が国を相手に行っている場外車券場設置取り消し訴訟の最終判決を待って、別府市は判断すべきでした。
- 6) 日田市の大石市長との会談で、将来起こりうる損害賠償の負担割合について、確認書をつくるべきでした。
なぜ、溝江建設に対する損害賠償の負担割合の協議書を作らなかったのか理解できません。

この決定が日田市民には負担がなく、別府市民には大きな負担となってきました。

浜田さんはどちらの市民を向いて決断したのでしょうか。

このような市長判断の誤りで、住民に不利益を与えた場合、市民がその損害を賠償しなければならないのかどうかを見ていきます。

地方自治法で公金支出が違法と考える住民は、首長や担当職員を相手取り、自治体に損害を賠償するように求めて監査請求をし、その結果に納得できなければ、別府市を相手に訴訟を起こすことができます。

裁判で勝てば、別府市に対して、市長が行った公金支出を市長個人が支払うように求めることができます。

このような事例は珍しくなく、住民や納税者の権利として

すでに定着しています。

今回の損害賠償には公金を支出すべきでなく、浜田市長個人が裁判に要する費用や損害金を支払うべきです。

この訴訟では時間も裁判に要する経費も多くかかりますが、市長の判断ミスで市民の負担が必要となったことは許されることではありません。

裁判費用について大塚助役は「別府市を相手の裁判だから別府市が対応したい」と税金から裁判などの費用を支払う考えを示しています。

今後の問題

今回、損害賠償請求事件がおきたことは大変残念です。しかし、別府市に一方的に振り回された業者の立場から見ると、損害賠償請求は当然の権利かもしれません。この裁判で損害賠償の負担が少しでも少なくなることを期待するのみです。

この問題により、市長やそれを補佐すべき職員の認識不足と力量不足がいみじくも露呈されてしまいました。

浜田市長の任期も1年を残すのみとなりましたが

- 1) 楠港埋立土地利用問題
- 2) 場外車券販売損害賠償問題
- 3) 扇山ゴルフ場問題
- 4) 行財政改革問題

などが山積しています。

しかし、これが「問題」となって具体的にとりざたされるようになったのは、ひとえに浜田市長の市政運営に対する力不足のためです。適切に処理されていれば「問題」化していなかったはずですが。

市民は市民のための政治を果敢に実行して欲しいと願っているのですが、現状はすべて中途半端な感じがします。

一生懸命努力したけれど...では市民の理解は得られません。市長は市民のための政治をする責任と、市民はその政治を進めることができる権力を市長に与えています。

市民の理解を得ることができるのは、言葉だけでなく行動し、良い結果を残すことだけなのです。

泉 武弘の願い

今まで市政の問題を私が直接「泉武弘の市政だより」としてお届けしてきました。

その結果、皆さんの声として、

- 1) 市政の実態を知ることができた
- 2) もう少し政策提言をしてほしい
- 3) 内容を誰にもわかるようにしてほしい
- 4) 批判ばかりしているように見える

などのご意見が多く寄せられました。

私の願いは「皆さんに市政の実態を知ってほしい」ただそれだけです。

ご存じのように私の政治活動に必要な費用は皆さんの税金とご寄付によって支えられています。したがって、私が知った情報は皆さんにお返ししなければならないと考えているのです。

ホームページもご覧ください



行政の問題点を シリーズで載せています。

HPアドレス <http://www.izumi-t.jp>

E-mailアドレス genki@izumi-t.jp

市政の問題点をさらに詳しく分析してメールマガジンでお届けしています。(無料)

ぜひご利用下さい。

あなたのご意見やお叱りをどんなことでもお聞かせ下さい。

TEL 0977-67-0570・67-0659
FAX 0977-67-0659 携帯 090-3410-0084

これからも一步又一步、自分の足で「市政の今」をお届けしたいと思っています。

ご意見を是非お寄せ下さい。

市政の問題点をより詳しくホームページに載せています。こちら是非ご覧ください

お読みいただきありがとうございました。

『お 願 い』

私は市政の「今」を「泉武弘の市政だより」として、私が直接お届けしてきました。多くの声が寄せられ議員活動の励みになっています。これからも「生」の政治をお届けしたいと思っています。ただ、続けるためには皆さんに浄財のカンパをお願いしなければなりません。大変心苦しいのですが印刷費に是非ご協力をお願いします。これまでカンパしていただいた皆さんに心からお礼申し上げます。貴重な寄付は最大限有効に使わせていただきます。本当にありがとうございました。

泉 武弘政策研究所

行財政改革クラブ 代表 泉武弘 大分銀行別府支店 5800115
泉 武 弘 大分みらい信用金庫鉄輪支店 9162658